

高市早苗首相の台湾有事における 「存立危機事態」に関する発言の 問題点検証

2026年1月24日、27日一部改
コバヤシヒデヒコ

もくじ

- 岡田克也議員質問
- 高市早苗首相答弁
- 存立危機事態とは
- 日中共同声明
- 大平外相国会答弁
- ポツダム宣言
- カairo宣言
- 日中平和友好条約
- 日中協力パートナーシップ共同宣言
- 日中戦略的互恵関係
- 憲法第9条
- 国連憲章第51条
- 東京大学教授川島真見解
- まとめ

立憲民主党岡田克也議員質問（2025年11月7日） ：台湾有事における存立危機状態について

- 例えば、**自民党副総裁の麻生さんが昨年一月にワシントンで、中国が台湾に侵攻した場合には存立危機事態と日本政府が判断する可能性が極めて高いという言い方をされています。安倍さん自身も、台湾有事は日本有事。ここで有事ということの意味がよく分かりませんけれども、何か非常に軽々しく私は問題を扱っているんじゃないかというふうに思うんですね。**
- もちろん、**存立危機事態**ということになれば日本も武力行使するということになりますから、それは当然その反撃も受ける。そうすると、ウクライナやガザの状況を見ても分かるように、地域がどこになるか分かりません、あるいは全体になるのかもしれません、極めて厳しい状況が国民にもたらされるということになります。そういう事態を極力力を尽くして避けていかなければいけない、それが私は政治家の最大の役割だというふうに思うんですね。

高市早苗首相答弁：台湾有事における存立危機事態

- 先ほど有事という言葉がございました。それはいろいろな形がありました。う。例えば、台湾を完全に中国、北京政府の支配下に置くようなことがあります。ためにどういう手段を使うか。それは単なるシーレーンの封鎖であるかもしれませんし、武力行使であるかもしれないし、それから偽情報、サイバー・ブロッキングなどであるかもしれないし、それはいろいろなケースが考えられますよ。
- だけれども、**それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます。**
【→コメント：（中国が）戦艦を使って（台湾に対して）武力を行使するのであれば、（日本の）存立危機事態にあたると、高市首相は判断すると解釈できる】
- 実際に発生した事態の個別具体的な状況に応じて、政府が全ての情報を総合して判断するということでございます。実際に武力攻撃が発生したら、これは存立危機事態に当たる可能性が高いというものでございます。法律の条文どおりであるかと思っております。

存立危機事態とは：

平成十五年法律第七十九号（2004年9月17日施行）

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律【事態対処法】

- (定義)
- 第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあっては、第四号及び第八号ハ（1）を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
 - 二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
 - 三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
 - 四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

日中共同声明（1972年9月29日）

- ・日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国國務院総理周恩来の招きにより、1972年9月25日から9月30日まで、中華人民共和国を訪問した。
- ・日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
- ・**日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。**
- ・**中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。**
- ・**中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。**

日中共同声明に関する大平正芳外相 国会答弁（1972年11月8日）

- 大平正芳外務大臣「わが国は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であるとの中華人民共和国政府の立場を十分に理解し、尊重するとの立場をとっております。したがって、中華人民共和国と台湾との間の対立の問題は、基本的には、中国の国内問題であると考えます。わが国としては、この問題が当事者間で平和的に解決されることを希望するものであり、かつ、この問題が武力紛争に発展する可能性はないと考えております。」（第70回国会・衆議院予算委員会第5号、1972年11月8日）

ポツダム宣言（1945年7月26日：米、英、支三国宣言、トルーマン、チャーチル、蒋介石）

- 4. 無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本國力引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本國力履ムヘキカヲ日本國力決意スヘキ時期ハ到来セリ
- 5. 吾等ノ条件ハ左ノ如シ：吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遲延ヲ認ムルヲ得ス
- 6. 吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ拳ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス
- 7. 右ノ如キ新秩序力建設セラレ且日本國ノ戦争遂行能力力破碎セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ聯合国ノ指定スヘキ日本國領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ
- 8. 「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

カイロ宣言（1943年11月27日）

ローズヴェルト、蒋介石、チャーチル

- 1943年11月27日 カイロにおいて署名：「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣は各自の軍事顧問及外交顧問と共に北「アフリカ」に於て会議を終了し左の一般的声明を発せられたり 各軍事使節は日本国に対する将来の軍事行動を協定せり 三大同盟国は、海路、陸路及空路に依り其の野蛮なる敵国に対し仮借なき弾圧を加ふるの決意を表明せり 右弾圧は既に増大しつつあり 三大同盟国は日本国の侵略を制止し且之を罰する為今次の戦争を為しつつあるものなり 右同盟国は自國の為に何等の利得をも欲求するものに非ず 又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず
- 上記同盟国の目的は日本国より1914年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること並に満洲、台湾及澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り日本国は又暴力及貪欲に依り日本国 の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべき

日中平和友好条約（1978年8月12日）

（日本国 外務大臣（福田内閣）園田 直 中華人民共和国外交部長 黄 華）

- 日本国及び中華人民共和国は、千九百七十二年九月二十九日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が**共同声明**を発出しして以来、両国政府及び中華人民共和国政府が新しく、お互いに親睦の基礎を確立し、互いに尊重する所であることを確認する。前記の**共同声明**は、本条約の基礎となるものとし、これを確認する。また、本条約は、本邦の外交政策の原則である互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を發展させるものとする。
- 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干涉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を發展させるものとする。
- 両締約国は、前記の諸原則及び國際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日 中共同宣言（1998年11月26日：江沢民、小渕恵三）

- 双方は、1972年9月29日に発表された日中共同声明及び1978年8月12日に署名された日中平和友好条約の諸原則を遵守することを改めて表明し、上記の文書は今後とも両国関係の最も重要な基礎であることを確認した。
- 日本側は、1972年の日中共同声明及び1995年8月15日の内閣総理大臣談話を遵守し、過去の一時期の中国への侵略によって中国国民に多大な災難と損害を与えた責任を痛感し、これに対し深い反省を表明した。中国側は、日本側が歴史の教訓に学び、平和発展の道を堅持することを希望する。双方は、この基礎の上に長きにわたる友好関係を発展させる。
- 日本側は、日本が日中共同声明の中で表明した台湾問題に関する立場を引き続き遵守し、改めて中国は一つであるとの認識を表明する。日本は、引き続き台湾と民間及び地域的な往来を維持する。
- 日本側は、1972年の日中共同声明及び1995年8月15日の内閣総理大臣談話を遵守し、過去の一時期の中国への侵略によって中国国民に多大な災難と損害を与えた責任を痛感し、これに対し深い反省を表明した。中国側は、日本側が歴史の教訓に学び、平和発展の道を堅持することを希望する。

「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明 (2008年5月7日：胡錦濤、福田康夫)

- 双方は、1972年9月29日に発表された日中共同声明、1978年8月12日に署名された日中平和友好条約及び1998年11月26日に発表された日中共同宣言が、日中関係を安定的に発展させ、未来を切り開く政治的基礎であることを改めて表明し、三つの文書の諸原則を引き続き遵守することを確認した。また、双方は、2006年10月8日及び2007年4月11日の日中共同プレス発表にある共通認識を引き続き堅持し、全面的に実施することを確認した。
- 双方は、歴史を直視し、未来に向かい、日中「戦略的互恵関係」の新たな局面を絶えず切り開くことを決意し、将来にわたり、絶えず相互理解を深め、相互信頼を築き、互恵協力を拡大しつつ、日中関係を世界の潮流に沿って方向付け、アジア太平洋及び世界の良き未来を共に創り上げていくことを宣言した。
- 台湾問題に関し、日本側は、日中共同声明において表明した立場を引き続き堅持する旨改めて表明した。

日本国憲法

- ・【前文】日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、わかれらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。
- ・第2章 戦争の放棄 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

国連憲章第51条 【自衛権】 (1945年10月24日発行)

- 第51条 この憲章のいかなる規定も、**国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。**この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

東京大学大学院総合文化研究所教授 川島真（雑誌「世界」2026年2月号）

- ・「中国は台湾統一を望むが、台湾では現状維持を望む人が6割、独立傾向の人は2割5分、統一傾向の人は1割に満たない。中国は「言動と行動」の両面から台湾に圧力をかけ、半ば強制的に統一に向かわせようとするがそれも容易ではない。」
- ・「日本はこの地域の平和を維持、継続することが最も国益にかなうという強い意志を持ち、抑止力を高めて「力による現状変更」を強くけん制しつつ、中国との社会経済関係を維持し、政府間でも情勢認識や「行動」の意図について説明、意思疎通を継続・強化する努力を怠ってはならないと考える。」

まとめ：台湾有事

- 【高市首相発言】 それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても**存立危機事態**になり得るケースであると私は考えます。
- **存立危機事態** 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。
- **日中共同声明（1972年）**：中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重する。
- **結論**：（中国が）戦艦を使って（台湾に対して）武力を行使するのであれば、（日本の）**存立危機事態**にあたると高市首相は判断すると解釈できる。しかし、**日中関係4文書**から米国あるいは中国が台湾（中国領土野不可分の一部）に武力行使しても、日本の**存立危機事態**にはならないので、（どう考えても）国際紛争解決手段として武力の行使を放棄した日本が中国に対して武力行使をする合理的な理由は存在しない（**高市首相発言は論理的に成立しない**）。